

母親か労働者か？

福祉国家におけるひとり親家庭の国際比較と日本の位置

永 田 祐

Mother or Worker?

A Comparative Study of Lone Parent Families in the Welfare State

Yu NAGATA

1. はじめに

本稿の目的は、ジェンダーの視点による福祉国家の国際比較という枠組みに依拠して、日本のひとり親家庭の現状と国際比較上の位置について明らかにすることである。福祉国家の国際比較は周知のようにエスピナーアンダーセンの業績以降 (Esping-Andersen 1990)、彼の提示した福祉資本主義の3つのレジームをめぐってなされているといってもよい¹⁾。ジェンダーの視点による福祉国家の類型化というのはその中でも最も重要なアンチテーゼの一つとして影響力を持ち、エスピナーアンダーセンのその後の研究にも影響を与えた (Esping-Andersen 1999)。批判の要諦は、エスピナーアンダーセンの「脱商品化」²⁾ という概念が福祉国家における女性の現状を分析するのに次のような意味で不適切であるという点であった。すなわち、多くの女性は労働市場と直接につながっているのではなく、パートナーである男性を通じて労働市場との接点をもつにすぎず、脱商品化概念は福祉国家における女性を分析の対象から除外しているというものである。それゆえ、福祉国家は「女性が独立世帯を築くこと」に対してどのようなスタンスを取るかによって類型化されるべきであると主張される (Orloff 1993)。エスピナーアンダーセンもこうした批判を取り入れ、「家族のケアに対する責任が免除されている程度」によって示される「脱家族化」³⁾ (defamilialization) という指標を分析に取り入れている (Esping-Andersen, 1999:88)。エスピナーアンダーセンはこの中でひとり親家庭に対する社会政策にほとんど言及していない。しかしながら、「女性が独立した世帯を築くこと」を実際に体现しているひとり親家庭に対する社会政策は、福祉国家が女性に対してどのような影響を及ぼしているかについての「リトマステスト」として関心を集めるようになっていく。本稿はそうした観点から女性を世帯主としたひとり親家庭 (以下ではひとり親家庭という場合、女性を世帯主としたひとり親家庭を指す) に着目し、ルイスとホブソンの「ひとり親家庭が独立した世帯を築くためのモデル」を発展させ、福祉国家の社会政策がひとり親を第一義的に「母親」とみなしているか「労働者」とみなしているか、

という視点から各国社会政策を国際比較したキルケイのモデルを分析の枠組みとして採用する。そして、ひとり親家庭の貧困率及び就労率を推計、検討し、日本のひとり親家庭の国際比較上の位置づけと特徴を明らかにしたい。

以下では「2. 分析枠組み」において先行研究を検討し、本稿の分析枠組みを示し、「3. 日本のひとり親家庭の位置」において日本におけるひとり親家庭の国際比較上の位置づけを貧困と就労という視点から再検討する。「4. 考察」では3. の分析結果をもとに分析枠組みに基づいて日本の福祉国家を評価し、「5. 結論」において日本のひとり親家庭の位置づけ、日本の福祉国家の性格について本稿の分析から得られる結論を述べる。

2. 分析枠組み

従来の日本におけるいわゆる「母子家庭」を対象とした研究は70年代後半から生活構造論、家計経済研究の立場から盛んに行われ、その成果が発表されてきた（例えば吉田1979、城戸1958、篠塚1992、石田1994、研究成果を整理したものとして色川1997）。しかしながら、これらの研究は純粋にひとり親世帯の生活構造や家計構造を明らかにしようという試みであり、ひとり親家庭に対する社会政策の国際比較という本稿の問題意識とは視点が異なる。国際比較研究としては家計経済研究所(1999)があり、またその共同研究者でもある埋橋(1997)の研究がある。前者は、政策論ではなく、インタビュー調査を通じたひとり親の実態把握を目的として行われた研究であるのに対し、埋橋は本稿の問題意識と同様の視点から各国のデータを分析し、日本がどのように位置付けられるかについて検討しており、ここではその要旨を見ておきたい。まず、ひとり親家庭の社会政策を国際的視点で考察する場合の日本の研究者の論点として2点が挙げられている。第1が現在非常に低い水準にある日本のひとり親家庭が増加するか否か、またその場合の政策はどのようなものか、またその準備ができていないか、である。第2が日本のひとり親家庭の現状は国際的な比較の上でどのような共通点・相違点を持っているのか、である（埋橋1997:124）。第1の点については論じられていないが、第2点への回答として日本のひとり親の就業率が著しく高く、カップルの女性と比較しても高水準であること、またそれは「労働市場の良好なビヘイビア」によって可能になっていること、しかしながらこれは前夫からの養育費の割合が一般化されていない現状で、就労が唯一の選択肢であるという側面もあること、社会保障の水準は中位であることなどが結論される（前掲書144）。また、別な箇所では福祉国家の日本モデルの特徴として「ワークフェア体制」という概念を用いて、日本は世界的に進行しているひとり親の「就労支援」を先取りしているということもできる、と評価している（前掲書:192）。日本のひとり親の就労割合が高いことに対するこの分析については後に詳しく検討するとして、ここでは就労している割合の高さ（と同時にカップルの女性をはるかに上回っていること）が日本のひとり親家庭の現状を国際的な水準から見たときの一つの特徴であるという指摘を確認しておこう。

さて、一方、福祉国家をジェンダーという視点から国際比較するという枠組みについてひとり親家庭の社会政策はどのように考えられているだろうか。ここではまず、武川（1999）の「脱家父長制化」という概念を検討しておこう。武川（1999:153）は「脱家父長制化」を「福祉国家の社会政策が家父長制的な近代家族の再生産と親和的ではなくなっていく過程」と定義し、その上で、資本制（脱商品化）と家父長制という2つの座標軸の中で「福祉国家の布置連関」を見ている。その結果、脱商品化も高く、脱家父長制化の度合いも高いスウェーデン、脱商品化の度合いが高いが、脱家父長制化の度合いの低いドイツ、脱商品化の度合いが低い脱家父長制化の度合いの高いアメリカ、脱商品化、脱家父長制化がともに低いアイルランドという分類を行い、以下のように述べる。「アメリカの女性労働力率は高く、しかも男女間の雇用機会の格差は先進諸国の中では相対的に小さい」「スウェーデンとアメリカは脱商品化という点からいえば対極的な位置にあり、正反対の国であるとこれまで考えられてきたが、脱家父長制化という点から見ると意外に親近性があるかもしれない」（ドイツとの比較で）「脱家父長制化という点から見ると、アメリカの方がドイツよりも福祉国家的であるといえるかもしれない」（前掲書:158）。これは「脱家父長制化」という視点から見れば福祉国家に異なる類型化の可能性を示したものである。「脱家父長制化」の指標としては、労働条件の規制、税制・社会保障制度、公教育カリキュラムなどのその他の国家のイデオロギー装置のそれぞれの「近代家族」の再生産からの距離が例示されている。武川はひとり親に対する社会政策については触れていないが、「シングルマザーを、家父長制イデオロギーに抵抗する実践」（Fineman 1995=2003:148）と考えればひとり親家庭は「女性が男性に依存しないで独立した世帯を営むことが可能か」を実践しているわけであるから、「脱家父長制化」という場合にはこうした世帯についての比較がその国の「脱家父長制化」の程度を見るうえで非常に重要な指標となることは間違いないだろう。武川に限らず、日本の研究では福祉国家の国際比較をジェンダーの視点から論じる場合に、ひとり親家庭に対する社会政策はあまり重要な要素と考えられていないように思われる⁴⁾。

一方、欧米においてはジェンダーの視点からの福祉国家の国際比較研究ではひとり親家庭の社会政策が福祉国家における女性の位置づけを分析する場合に「リトマステスト」として採用されることが多い（例えば、Hobson 1994, Duncan and Edwards 1997, Lewis and Hobson 1997, Kilkey 2000, Christopher 2002）。このうち、最も具体的なひとり親家庭の社会政策の類型は、ルイスとホブソンが提示した女性が独立した世帯を形成するための2つの理念型であろう。彼女たちはひとり親家庭に対する社会政策のモデルとして、「ケアモデル」（Caregiving Model）と「就労モデル」（Parent/Worker Model）を示している。「ケアモデル」は、母親が基本的に子どものケアに従事することが想定されるモデルである。「就労モデル」は成人した男女を基本的に労働者とみなすモデルである。ケアモデルにおいては前提として女性は一家の「稼ぎ手」に依存し、出来ることならフルタイムで子育てや介護に従事することが期待されている。したがって、男性稼ぎ手を失った女性は、それでも十分に子どもの

ケアができるような給付が保障される。一方、就労モデルでは、両親がともに労働者であることが前提とされ、結婚している女性の男性に対する経済的な依存度が低く、労働市場への女性の参加も高い。ひとり親もまた労働者であることを期待され、またそれが可能になるような社会的な基盤が成立している。このように両モデルはたとえ女性がひとり親になったとしても独立して世帯形成ができるための2つのモデルを示している。すなわち、「母親」であることを保障する社会政策か、「雇用労働者」として貧困に陥らない社会政策という2つの政策論理が示されている。以上のルイスらのモデルを具体化したものが表1である。

表 1 ひとり親家庭の社会政策の理念型

ケアモデルの特徴	就労モデルの特徴
<ul style="list-style-type: none"> ・結婚している女性の経済的な依存が高い ・「男性稼ぎ手イデオロギー」が強固 ・労働市場への参加が低位 ・母親はフルタイムでケアに従事する ・主な収入源は社会移転 (social transfers) 	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚している女性の経済的な依存が低い ・「男性稼ぎ手イデオロギー」が弱い ・労働市場への女性の参加が高い ・母親は、フルタイムの労働者である ・主な収入源は賃金

出所 :Lewis and Hobson (1997:15)。

当然のことながら、ルイスとホブソンのモデルはひとり親が「独立世帯を築くことができる」ための理念型であって、両モデルにはそのネガティブなモデルが存在する (Strell and Duncan 2001)。すなわち、「ケアモデル」に基づきながら十分な公的扶助が存在しないとか、「就労モデル」の基づきながら労働市場での賃金が低い場合などである (永田 2003b)。キルケイはルイスらのモデルに依拠しつつ、社会政策がひとり親を第1義的に「母親」とみなすか「労働者」とみなすか、及び貧困かそうでないか、という分類を行い「貧困でない母親」「貧困な母親」「貧困でない労働者」「貧困な労働者」に類型化している (Kilkey 2000)。本稿ではこの枠組みに依拠し、キルケイと同様に「母親か雇用労働者」という軸を「ひとり親の就業率」で把握し、「独立した世帯を形成できるか」という点を「ひとり親の貧困率」で把握する。キルケイの研究は、日本に対する分析がほとんどなされておらず、日本の位置づけを考える上では不十分であるため、本稿では日本の貧困率、および就労率の高さを再検討する。

3. 各国の位置づけ

(1) ひとり親家庭のプロフィール

具体的な分析に入る前に、各国のひとり親家庭の特徴を概観しておこう。表2に示したように、ひとり親家庭の割合、また、ひとり親になる経路も各国で様ではない。ひとり親家庭の割合は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、デンマーク、ドイツで高く、日本、イタリア、スペインが低いことが目立つ。ひとり親になった経路をみると、「未婚」の割合がスウェーデン、イギリス、アメリカで高い。この割合は日本、スペイン、ポルトガル、イタリアで低く、スペイン、ポルトガルはその代わりに寡婦の割合が高く、日本とイタリアでは離婚もしくは別居（イタリアで別居が多いのは宗教的な理由によるものと考えられる）が多い。本稿は直接こうした多様性を分析することを目的としていないが「考察」においてこうしたデータに触れることになるだろう。

表2 各国のひとり親家庭の特徴

	ひとり親家庭の割合 (対子どものいる家庭)	ひとり親への経路 (%)			
		離婚	(別居)	未婚	寡婦
スウェーデン	18	41	9	46	4
オーストラリア	18	37	30	20	14
ドイツ	19	36	11	19	34
デンマーク	19	45	19	25	8
イギリス	21	34	24	38	4
フランス	12	43	15	23	19
フィンランド	-	39	12	25	25
オランダ	16	38	6	25	31
アメリカ	29	38	19	37	6
ベルギー	11	40	40	12	9
イタリア	6	7	48	12	7
スペイン	7	23		15	51
ポルトガル	13	16	22	10	51
日本	5	68.4		7.3	18.7

出所：Bradshaw(1996)

(2) 各国の就労割合と貧困率

日本の国際比較上の位置づけを明らかにするために、就労の割合と貧困率を明らかにする必要があるが、ひとり親家庭の全世帯に占める割合及び就労の割合についてはブラッド

ショーのデータ (Bradshaw 1996) があり, 国際比較可能なデータがそろっている。しかしながら貧困率については問題が多い。第一に貧困率をどう定義するかということそのものが議論の対象である。ここでは近年のひとり親の貧困率を推計している研究を見ておこう。キルケイは LIS (Luxembourg Income Study, 以下 LIS と略)⁹⁾ のデータからその国の平均所得の中央値の 50% 以下の水準を貧困率と定義して集計している (Kilkey op.cit.)。クリストファーは「25 歳から 60 歳で 18 歳以下の子どもがいるひとり親世帯の可処分所得がその国の所得の中央値の 50% 以下の世帯」の割合で貧困を定義し (Christopher op.cit. 68), ペダーソンは EU の家計調査を用いて「全世帯の平均所得の 50% 以下」で貧困率を推計している (Pederson et.al.2000:177)。それぞれ貧困の定義が若干異なるがおおむね「平均所得」「可処分所得」などの平均もしくは中央値の 50% 以下を貧困と定義している。以上のデータをまとめたものが表 4 である。第 2 の問題は LIS にデータを提供しておらず, 家計等の調査の個票を公開していない日本のひとり親の貧困率の推計である。したがって, 日本におけるひとり親家庭の貧困率は, まったく国際比較可能な形で明らかにされていない。例えば, キルケイの研究ではイトの記述をもとにして日本を貧困率が「高い」と分類しているが, イトは貧困率を推計したわけではなく, 「消費実態調査」の全世帯に対するひとり親の女性の所得が低いことを指摘しているのみである (Kilkey op.cit. 85, Ito 1997:120)。埋橋は, ひとり親家庭の貧

表 3 ひとり親家庭 (母子世帯) の所得金額階級別分布

所得金額階級	累積百分率	百分率 (%)
50 万円未満	5.5	5.5
50 ~ 100 万円未満	14.8	9.3
100 ~ 150	29.3	14.5
150 ~ 200	50.1	20.8
200 ~ 250	63.0	12.9
250 ~ 300	71.5	8.5
300 ~ 350	78.7	7.3
350 ~ 400	84.1	5.4
400 ~ 450	88.9	4.8
450 ~ 500	91.7	2.8
500 ~ 600	93.5	1.7
600 ~ 700	95.1	1.6
700 ~ 800	97.9	2.8
800 ~ 900	98.3	0.4
900 ~ 1000	98.5	0.2
1000 ~	100	1.5
1 世帯あたり平均所得金額		252.8
中央値		199

出所：国民生活基礎調査 (2001 年) より

困率について LIS のデータから得られた貧困率と、星野 (1995) の推計値と比較して「中位」と位置づけているが、前者が「所得分布の中央値50%以下の所得階層」を貧困率としている一方、後者では「生活保護基準」以下の世帯の割合を全国消費実態調査のデータから明らかにしたものであって、「直接比較できない」(埋橋 前掲書 :130)。したがって、「アメリカ、カナダ、イギリスほど高くない」といえるかどうかは実際わからない。そこで本稿では、最近のデータからより国際比較可能なデータを探してみよう。2001年の国民生活基礎調査では世帯の所得の中央値は500万円、平均所得金額は6,169,000円であった。世帯所得の中央値の50%以下と考えれば、250万円以下ということになるが、ひとり親世帯(女性)で所得金額階級が250万円未満の世帯は、63.0%である(表2)。「所得分布の中央値50%以下の所得階層」という意味ではかなり高い割合が貧困であることが示唆されているということができよう。もちろん、世帯人員が考慮されなければならないが、この調査の総世帯の平均世帯人員は2.91人、母子世帯が2.70人であり、大幅なズレが認められるわけではない(厚生労働省2002)。このように全く偶然に2001年度国民生活基礎調査の世帯所得の中央値が500万円というきりの良い数字であったこと、また50万円ごとの所得階層別のデータが公表されていることから「所得分布の中央値の50%以下の所得階層」のおおよそではあるがイメージがつかめることになった。表3における日本のひとり親の貧困率は少なくとも各種推計の平均値(19.2から26.2%)よりは大幅に高いと考えてよいだろう。

表4 ひとり親家庭の国際比較⁶⁾

	就労割合				貧困率の推計		
	就労率 (ひとり親)	パートタイム の割合 (ひとり親)	就労率 (ふたり親 の女性)	就労率(ひとり親) - 就労率(ふたり親)	クリスト ファーの推 計	キルケイの 推計	ペダーソン の推計
スウェーデン	70	29	80	10	4.4	3	-
オーストラリア	43	15	56	12	-	42	-
ドイツ	67	21	57	- 10	40.9	36	16.8
デンマーク	69	10	84	15	-	7	13.8
イギリス	42	24	63	21	31.6	30	45.3
フランス	82	15	68	- 14	12.9	23	23.3
フィンランド	65	4	70	5	5.1	4	-
オランダ	40	24	52	12	20.4	18	21.4
アメリカ	60	13	64	4	45.4	51	-
ベルギー	68	16	61	- 7	-	8	19.7
イタリア	69	11	42	- 27	-	16	24.6
スペイン	68	-	38	- 30	-	19	33.6
ポルトガル	71	10	55	- 16	-	-	36.9
日本	87	27	54	- 33	-	-	-
平均値	64.1	16.9	61.4	- 4	22.9	20.5	26.2

就労率を見ると、ひとり親の就労割合の平均は64.13%で、それを下回っているのはオーストラリア、ノルウェー、イギリス、オランダ、アメリカである。大幅に下回っているのはイギリス(42%)、オランダ(40%)であり、この両国は典型的な「ケアモデル」(母親が基本的に子どものケアに従事することが想定されている)といえよう。貧困率を見るとイギリスではすべての推計で相対的に貧困であるとされており「貧困な母親」、オランダは相対的に貧困ではない割合が高く「貧困ではない母親」と位置づけられるだろう。アメリカ、オーストラリアは前者に近い。一方、上回っているのは日本、フランス、ポルトガル、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、イタリア、スペイン、ベルギー、フィンランド、イタリアなどである。このうち、スウェーデン、デンマーク、ベルギー、フィンランドはいずれも貧困率は低く、ルイスらの類型でいう「就労モデル」の典型国といえよう。他方、貧困率が高いのは日本(推計)、ポルトガル、ドイツで典型的な「貧困な労働者」モデルである。フランスは前者に近く、イタリア、スペインは後者に近い。以上の考察をまとめたのが表5である。表5はあくまで厳密な統計処理に基づいた類型ではなく、分類基準は恣意的なものであるが、それでもひとり親家庭の社会政策の布置連関をとらえることには役立つだろう。分類の基準には、ひとり親の就労率で平均値以下を「低」、平均値以上を「高」に、カップルの就労率では平均値以上を「高」、平均値以下を「低」に、貧困率はLISの推計及びヨーロッパ共同体の世帯調査のいずれの調査でも20%以下とされている国を「低」に、30%以下を「中」に、それ以上を「高」に分類した。

表5 ひとり親家庭の就労と貧困—国際比較—

就業率		ひとり親の貧困率		
ひとり親	カップル	高	中	低
高	高	「貧困な労働者」 —	フランス	「貧困ではない労働者」 スウェーデン デンマーク フィンランド ベルギー
	低	「貧困な労働者」 日本 ドイツ ポルトガル	イタリア スペイン	「貧困ではない労働者」 —
低	高	「貧困な母親」 イギリス アメリカ オーストラリア	—	「貧困ではない母親」 —
	低	「貧困な母親」 —	オランダ	「貧困ではない母親」 —

4. 日本の位置についての考察

(1) 就労割合の高さ

「母親と労働者」というひとり親の女性に期待される役割とその役割を期待された母親が貧困であるかないか、という視点から、各国のひとり親家庭の現状を分析することで先進国の福祉国家は大きく4つのパターンに分類された。ジェンダーの視点から福祉国家を見る際に、「女性が独立した世帯を築くことができるか」という点が重要であることは、先に指摘した。各国の布置連関から見えてくることは就労によって女性が独立した世帯を築くことが保障される場合（スウェーデンなどの「貧困でない労働者」の類型）もあれば、そうでない場合（日本などの「貧困な労働者」の類型）もあるということである。また同時に、「母親」である権利（ケアを行う権利）の保障という形でひとり親が独立した世帯を築くことは例外的であることである（オランダが唯一のその類型に近かった）。これらの点を確認した上で、日本の就労割合の高さを評価してみよう。確かに、日本のひとり親家庭の就労割合は就労支援を熱心に進めるイギリス政府が目標としているような水準を達成している。しかし、これを日本は世界的に進行しているひとり親の「就労支援」を先取りしていると評価してよいだろうか。確かにイギリスやオランダではひとり親のケアモデルから就労モデルへの離脱を意図している（イギリスに関しては例えばMiller 2001, オランダについてはKnijin 1999, 永田 2003a, bを参照）。しかし、就労の割合を高めることが、必ずしもひとり親の貧困を取り除くことを自動的に保障するものではない。日本やドイツ、ポルトガルのような国ではひとり親の多くが「貧困な労働者」である。一方、北欧諸国、ベルギーといった国では就労が貧困からの離脱と密接に結びついているといえるだろう。この両類型の分岐のポイントはなんだろうか。本稿で示したデータから十分な結論を得ることは出来ないが、「貧困な働くひとり親」類型に含まれる国の特徴として、ひとり親の就労が既婚女性の就労を上回っていることに注目してみよう。石田（1994）は、日本における母子世帯の母親と女性全体の就業形態別構成比、企業規模別構成比、各雇用者産業別構成比と所得構成比を比較し、母子世帯と一般女性、既婚女性との共通点があることを示して、母子世帯の低収入の要因を女性雇用者共通の要因、「性別職務分離」に求めている。これは、労働市場が「女性に用意された仕事」という形で「ジェンダー化されている」という指摘である⁷⁾。すなわち、ひとり親であろうとカップルであろうと「女性の就く仕事」は共通しているのであり、既婚女性が貧困でないのは男性稼ぎ手が存在するからである。男性稼ぎ手を前提とし、労働市場が「女性の就く仕事」を限定する（すなわちジェンダー化されている）場合、女性の就く仕事は男性稼ぎ手を前提とした「補助的なもの」に限定され、結果としてひとり親の場合、就労していたとしても貧困にならざるを得ない。日本のひとり親の高い就業率は、高い男女に賃金格差を考慮しても「良好な労働市場のパフォーマンスに支えられたワークフェア」というよりは「あらかじめジェンダー化

された労働市場で低賃金労働につかざるを得ない」という評価が妥当であろう。以上のように、ひとり親世帯の女性と既婚の女性の就労率を比較することで、ジェンダー化された労働市場がひとり親の貧困と一定の関係があることを示唆することができるだろう。

(2) 脱家父長制化

「福祉国家の社会政策が家父長制的な近代家族の再生産と親和的ではなくなっていく過程」という、脱家父長制化の視点から日本の福祉国家の特徴について分析してみよう。脱家父長制化という視点から見れば「貧困でない労働者」に類型化されるような国々がもっとも近代家族の再生産とは親和的ではない、すなわち、女性が独立した世帯を築くことを可能にしている、ということができるだろう。スウェーデン、デンマーク、フィンランドについてはひとり親の割合が比較的高く（それぞれ18, 19, 16%）、スウェーデンでは特に未婚の割合も高い（表2）。そして、彼女達は貧困ではない。これは、近代家族からの逸脱がスティグマとされないことの現れであろう。一方、イギリスやオーストラリア、アメリカはデモグラフィックな構成は「貧困でない労働者」とされる国々と似ているが、就労している割合が少なく、相対的に女性全体の就労割合も低い。ひとり親は「母親」であることを期待されながら（もしくは本人もそれを内面化しているかもしれない）十分な社会的手当が給付されていないことが示唆されている。こうした国は、稼ぎ手を失った女性は国家が家父長を代替し、子をもつ女性が「母親」であることを期待しているという意味で家父長制的といえるだろう⁸⁾。

日本は既に見たとおりひとり親の就労割合が高く、貧困率が高い「貧困な労働者」と類型に当てはまる。この類型に当てはまる日本、ドイツ、ポルトガル（また、近い類型であるイタリアスペインも同様に）は相対的に未婚の母など近代家族とは距離のあるひとり親へのルートは限定的である。寡婦の割合が高い（スペイン、ポルトガル、ドイツ）、別居の割合が高い（イタリア）などデモグラフィックな要因だけを見てもひとり親が近代家族からの逸脱ではなく仕方のない結果（寡婦）であったり、躊躇（別居）であたりしていることが伺える（表5）。日本はこれらの国と比べると比較的離婚の割合が高いという特徴があるが、未婚の母は非常に低いという近代家族と親和的な傾向が見える。こうした一定の違いはあるが、こうした国々ではカップルの女性が就業することが一般にあまり期待されていないにもかかわらず、ひとり親には就労することが期待されているという共通点がある。ではなぜそうした国々でひとり親の女性は働いているのだろうか。本来ならば母親は子どものケアをすべきであるという規範が強いはずである。これは近代家族から逸脱する女性に対して独立した世帯を築くことを認めないという政策論理が働いていると思われる。つまり、ひとり親の女性とカップルの女性にそれぞれ異なる政策論理が適用されているといえるだろう。同じように「家族を重視する政策論理」もオランダのようにいわばそれを貫徹してひとり親の母親にも「ケアの権利」を保障しようとする仕方と、ひとり親とカップルには異なる政策論理を適用

しようとする仕方との違いが認められるのではないだろうか。

5. 結論

本稿の分析から明らかになったことは以下のとおりである。ルイスらのひとり親家庭の社会政策の類型化及びそれを発展させたキルケイの分析枠組みを具体化してみると女性が独立した世帯を形成できる「就労モデル」と「ケアモデル」の典型とみなせるような国々とそのネガティブな類型が存在しており、またそのネガティブな展開も同様ではなかった。

就労率と貧困率に着目して、日本におけるひとり親世帯に対する社会政策の位置づけを試みた結果、次のようなことが示唆された。まず、典型的にはドイツやポルトガルといった国々が日本と同様の特徴を持っている（イタリア、スペインも近い）。こうした国々ではひとり親が就労している割合が高いが、このことは彼女たちが貧困ではないことを意味しない。日本（そしてこの類型）のひとり親の就労割合の高さは労働市場が良好であり労働力を吸収できているというよりはそもそも女性が働くことが一般化されていない（ジェンダー化された）労働市場で働かざるを得ない、そしてそのため貧困にならざるを得ない実態によるものであることを示した。また、脱家父長制化という視点からは、カップルの女性とひとり親の女性には異なる政策論理が適用されており、近代家族からの逸脱には「ケアの権利」を認めないという家父長制的な二重の政策論理を特徴とすることを示した。

最後に今後の課題について述べておこう。

第1は本稿で行った類型化をより実証的に行う方向である。本研究では十分取り上げるのでできなかった要素（例えば具体的な女性労働に対する労働条件の規制、いわゆる一連の脱家族化政策、例えば保育など）を考慮することも必要になろう。そのことによって本研究で示した類型がより信頼性・妥当性の高いものになるだろう。第2に実証的な方向性とは異なる方向で各国の制度分析を進めることも重要である。国際比較はある枠組みと限られたデータからある種の「違い」に目をつぶって一般化することであるが、例えば「貧困でない労働者」に分類される国の社会政策を詳細に分析することで「貧困な労働者」との分岐がなぜ生じるのか、といったより具体的な課題に答えていくことも重要であろう。第3に今回の研究では各国の人種問題などの特殊事情はほとんど考慮に入れなかった。イギリスやアメリカなどのひとり親の貧困率の高さなどはこうした要因が大きく関係しておりこうした点も今後は考慮に入れる必要があるだろう。

参考文献

- Bradshaw,J.,Kennedy,S.,Kilkey,M.,Hutton,S.,Corden,A.,Eardley,T.,Holmes,H. and Neale,J.(1996)*The employment of Lone Parents: a comparison of policy in 20 countries*, Family Policy Study Centre.
- Bradshaw,J., Terum,L.I. and Skevik,A. (2000) *Lone parenthood in the 1990s: New challenges, New responses?* ISSA Conference, The University of York, Social Policy Unit.

- Bussemaker, J. and Plantenga, J.(1997)Lone mothers in the Netherlands, Lewis, J. eds. *Lone Mother in European Welfare Regimes: Shifting Policy Logics*,96-120, Jessica Kiingsley.
- Esping-Andersen, G.(1990)*The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Policy Press.
- Esping-Andersen, G.(1999)*Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press.(=2000 渡辺雅男, 渡辺景子訳「ポスト工業経済の社会的基礎」桜井書店。)
- Fineman ,M.A.(1995)*The Neutered Mother, the Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*. Routledge. (=2003 上野千鶴子監訳「家族, 積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論」学陽書房。)
- Hobson,B.(1994)Solo Mother, Social Policy Regimes, and the Logic of Gender, Sainsbury , D. *Gendering Welfare State*, SAGE.
- Hobson,B. and Takahashi, M.(1997)The Parent-Worker Model: Lone mothers in Sweden, Lewis,J. eds *Lone Mother in European Welfare Regimes: Shifting Policy Logics*, 121-139, Jessica Kiingsley.
- 色川卓男 (1997)「日本におけるワンペアレントファミリー研究の原状と課題—性別母子世帯を中心に—」【季刊家計経済研究】1997年冬号。
- 石田好江 (1994)「母子世帯の家計と所得保障」【国民生活研究】第34巻第2号。
- 堀江孝司 (2001)「福祉国家の類型論と女性の就労」【大原社会問題研究所雑誌】No.509。
- 星野信也 (1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉—全国消費実態調査のデータ分析(1)—」東京都立大学人文学部【人文学報】261号。
- 家計経済研究所 (1997)「ワンペアレントファミリー(離別母子世帯)に関する6カ国比較」大蔵省印刷局。
- 城戸喜子 (1985)「母子世帯と生活保護(Ⅰ)母子世帯への所得保障給付に関する統計的考察」【季刊社会保障研究】Vol.21, No.3。
- Kilkey,M(2000)*Lone Mothers between Paid Work and Care The policy regime in twenty countries*. Ashgate: Burlington.
- Knijn,T. and Van Wel,F(2001a)Careful or Lenient: Welfare Reform for Lone Mothers in Netherlands. *Journal of European Social Policy*,Vol.11,No.3.
- Knijn,T. and Van Wel,F(2001b)Does It Work? Employment Policies for Lone Parents in the Netherlands.
- Millar,J. and Rowlingson,K. eds(2001)*Lone Parents,Employment and Social Policy Cross-Natinal Comparisons*, The Policy Press.
- 厚生労働省大臣官房統計情報部編 (2002)「平成13年 国民生活基礎調査 第1巻 解説編」厚生統計協会。
- Lewis,J(1992)Gender and the Development of Welfare Regime. *Journal of European Social Policy*,3, 159-73.
- Lewis,J. and Hobson,B.(1997)Introduction. Lewis,J. eds, *Lone Mother in European Welfare Regimes: Shifting Policy Logics*, 1-20, Jessica Kiingsley.
- Millar,J.(2000)Lone Parents and the New Deal. *Policy Studies*, Vol.21, No.4. 333-345.
- Millar,J.(2001)Work-related Activity Requirements and Labour Market Programmes for Lone Parents. Millar,J. and Rowlingson,K. eds. *Lone Parents,Employment and Social Policy Cross-Natinal Comparisons*. The Policy Press.
- 永田祐 (2003a)「イギリスにおける女性ひとり親家庭に対する社会政策と政策論理の転換」【立教大学コミュニティ福祉学部紀要】第5号。
- 永田祐 (2003b)「ひとり親家庭に対する政策論理の変化—イギリスとオランダにおける就労支援政策の比較から—」日本社会福祉学会【社会福祉学】第44巻, 第2号。
- Orloff, A.S. (1993)Gender and Social Rights of Citizenship: State Policies and Gender Relations in Comparative Research, *American Sociological Review*, Vol.58, No.3.
- Pedersen,L. et.al.(2000)Lone Mother's Poverty and Employment, Duncan,G. and Serge,P. *Welfare Regimes and the Experience of Unemployment in Europe*. Oxford University Press.
- Rowlingson,K.(2002) *Lone Parent Families Gender, Class and State*, Prentice Hall, Essex.

居神浩 (2003)「福祉国家動態論への展開—ジェンダーの視点から」埋橋孝文編著『比較の中の福祉国家』ミネルヴァ書房。

篠塚英子 (1992)「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』No.22。

Strell, M. and Duncan, S. (2001) Lone motherhood, Ideal Type Care Regimes and The Case of Austria. *Journal of European Social Policy*, Vol.11, No.2, 149-164.

埋橋孝文 (1997)「福祉国家の国際比較」日本評論社。

武川正吾 (1999)「社会政策と現代」東京大学出版会。

吉田恭爾 (1979)「母子家庭の問題と母子福祉施策」『現代のエスプリ 母子家庭』。

- 1) エスピン—アンダーセンは、福祉国家を国家と市場との関係及び社会階層への福祉国家の影響によって自由主義レジーム、保守主義（コーポラティスト）レジーム、社会民主主義レジームの3つに類型化した。自由主義レジームは脱商品化の度合いが低く、資力調査を伴う給付の割合が高く、給付は低所得者中心で残余的な類型であり、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリスがこれに当てはまる。保守主義レジームは脱商品化の度合いが中程度で職業別・地位別に社会保険制度が分立しており、階層間格差の維持に重点がおかれており、所得の垂直的再分配効果が小さい。また、家族の役割が強調される。フランス、ドイツ、オーストリア、オランダなど大陸ヨーロッパ諸国、及び日本もこの類型に分類された。社会民主主義レジームは普遍主義的な単一の社会保険制度が発達し、脱商品化の度合いが高く、制度の普遍化や給付の平等化の度合いが大きい。デンマーク、スウェーデン、フィンランドなど北欧諸国がこの類型に分類された。
- 2) 「脱商品化」とは、個人あるいは家族が市場参加の有無にかかわらず社会的に認められた一定水準の生活を維持できることがどれだけできるか、という程度を示す (Esping-Andersen 1990=2001:40)。
- 3) 脱家族化のレジームとは、「家庭の負担を軽減し、親族に対する個人の福祉依存を少なくしようとするレジーム」のことである (Esping-Andersen 1999:81)。脱家族化という概念は、脱商品化という概念に対応している。なぜなら、女性にとって、脱家族化は一般的に見れば彼女たち自身を商品化し労働市場で取引するための前提条件だからである。それゆえ、脱家族化は社会政策が女性に「商品化」のための自律性、あるいは、まず何よりも独立世帯を築き上げるための自律性を与えられるかどうかの度合いを示すものであるとされる (ibid, p. 87)。
- 4) 例えば福祉国家とジェンダーについて論じた居神 (2003) は、本文ではひとり親家庭の社会政策には触れず、文献案内で若干紹介があるのみであった。
- 5) LIS は、家計所得調査のデータベースで、現在16カ国が参加しているが、日本は参加していない。参加国の所得や支出（消費）、税に関するデータが収集され、公開されている。
- 6) なお、キルケイ (Kilkey op.cit.) とクリストファーの推計 (Christopher op.cit.) は LIS のデータに基づいており、前者が1990年のデータ、後者はスウェーデン、イギリスが1995年のデータ、それ以外は1994年のデータを用いている。ペダーソンの推計は、1994年のヨーロッパ共同体世帯パネル調査からの集計で、ベルギー、デンマークは1987年のデータ、それ以外は1989年のデータを用いている (Pederson et.al.op.cit. :177-178)。
- 7) もちろん、ひとり親であるがゆえの固有の問題もあるだろう。城戸 (1985) が指摘しているようにひとり親の「効率の悪い労働」の要因として本人の年齢が高いこと、及び東京都が行った「昭和53年母子・父子世帯生活実態調査報告書」から推察される学歴の低さ（具体的には中学卒の割合の高さ）などがそうした例である (城戸 前掲 :252)。
- 8) しかしながらこれらの国がデモグラフィックにはひとり親や未婚の母が増大していることを見ると社会規範としてはそうした前提が崩れ始めていることが示唆されている。